

平成29年3月27日

地域密着型サービス運営推進会議報告書兼議事要旨

厚生労働省令第34号(平成18年3月14日)第108条の規定に基づき、平成29年3月27日運営推進会議を開催したので、その記録を作成し、これを公表します。

千葉県長生郡白子町幸治3079番地3
設置主体)株式会社 相生
代表者)代表取締役 萩原 将之

事業主体及び組織の概要

(介護保険事業所番号)

1275900213

(施設種類及び名称)

グループホーム ゆうなぎ九十九里

管理者兼ホーム長 小川 功一

※ホーム長は当社職制

(事業主体)

〒299-4216

(本店所在地) 千葉県長生郡白子町幸治3079番地3

(商号) 株式会社 相生 (かぶしきがいしゃそうせい)

(代表者) 代表取締役 萩原 将之

電話0475(36)5711 FAX0475(36)5712

(所在地)

〒283-0102

千葉県山武郡九十九里町小関2316番地1

電話0475(70)7333 FAX0475(70)7335

(開設年月日及びユニット数と利用定員)

平成17年10月 1日 1ユニット・利用定員9人(一番館)

平成23年 4月 1日 1ユニット・利用定員9人(二番館)

運営推進会議の概要

日 時：平成29年3月27日 13時30分から14時30分

会 場：当ホーム一番館の畳ルームにて

出席者：運営推進会議の構成

当ホーム

- ・ 代表取締役 萩原 将之（代表者）
- ・ 管理者兼ホーム長 小川 功一
- ・ 計画作成担当者 小川 功一（一番館担当、介護支援専門員）
- ・ 計画作成担当者 内山 貴司（二番館担当）

委員

- ・ 地 域 住 民 2名（近隣の住民）
- ・ 当 町 健 康 福 祉 課 1名（介護保険所管課）
- ・ 当町地域包括支援センター 1名
- ・ ちどりの会（ボランティア団体） 1名

（議題）

1. 入居者情報
2. ゆうなぎかわら版の内容について
3. ボランティアの受け入れについて

(議事要旨)

前回の運営推進会議（1月30日）から今日までの施設や入居者の様子について、説明を行う。また、『ゆうなぎかわら版2月号、3月号』の解説、冒頭の言葉について説明をする。最後に管理者の小川より、現在考えているボランティアの受け入れについての考えを述べる。

1. 入居者情報 平成29年3月20日現在

一番館：男性2名 女性4名 小計6名
二番館：男性6名 女性3名 小計9名
計15名・うち九十九里町内の入居者は9名

■要介護度別の内訳

| 要介護度 | 一番館 | 二番館 |
|------|-----|-----|
| 1 | 0 | 3 |
| 2 | 1 | 2 |
| 3 | 3 | 2 |
| 4 | 0 | 2 |
| 5 | 2 | 0 |

代表者) 両館の平均介護度は、一番館が介護度3。二番館が介護度2である。この違いとしては、一番館には要介護5の方が2名いるため平均介護度も高くなる傾向にあり、また逆に二番館においては、要介護5の方がいないために、平均の介護度は低い傾向にある。保険者という言葉があるが、これは入居者の出身地のことをさすが、保険者と書くと分かりにくいかもしれない。

2. ゆうなぎかわら版の内容について

今回は2月号と3月号のそれぞれの内容について説明を行う。

代表者) 2月号の冒頭の言葉で、インフルエンザに関することについて書いているが、実は2月の初旬に入居者の方がインフルエンザに感染してしまう事態が発生した。職員も数名感染した者もあり、入居者は7名ほどの方が感染してしまった。

委員) 予防接種はしていたのか？

代表者) 入居者・職員ともに実施していたが、予防接種をした時のものとは違う型のものに感染した様子であった。検査は出来なかった人もいたが、症状か

ら「インフルエンザの疑い」と診断された方もいた。この経験から手段感染のこわさについて知ることが出来た。（感染者がでると、施設は立ち行かなくなってしまうものかもしれないということを実感した）。

2月末には白子町へ職員・入居者と共に河津桜を見にでかけた。その後に当社のもう1つの施設である『ゆうなぎ白子』にて昼食を召し上がって頂いた（写真に写っているのり巻きは、職員の手作りである）。また当日体調不良であった方については、無理に外出はせず ゆうなぎ九十九里での食事会を開催した。

3月号の冒頭の言葉で、認知症の方が運転する軽トラックの事故に関して書いているが、もう少し自分の考えを伝えたいと思う。現在65歳以上の方の犯罪の再犯率が、うなぎ上りで上昇している傾向がある。第三者から見ても「認知症ではないか」と思われる人もいる。例えば、認知症が原因で万引きをしたとする。1度目は見逃してくれたとしても、同様のことが続けば刑務所に入ることになり、結果として認知症を悪化させて社会に出ることになる。私の知り合いで15年ほど裁判の傍聴をしている人がいるが、認知症の方々の万引き・盗み等において、鑑定留置（罪に問える・問えないかをしっかりと調べること）を裁判所が行うことはほとんどないとのことである。

この話を聞いたとき、『認知症の方への理解が社会で進んでいない』ということを実感した。司法当局は、それを取り上げることで社会秩序が保たれると考えられるもの、ニュースバリューのあるものは、きちんと鑑定していると思われるのが現状かなど。精神障害や認知症の場合に、本来は治療が必要であって、矯正教育とは何ら治療やケアをしていないのが現状であろう。刑務所も人材が不足しているようで、刑務官等の矯正職員の一として社会福祉士や介護福祉士を募集しているようである。

委員） ようやく認知症というものが、社会に認知され始めたように思う。今後もっと大きな事件が起こる可能性もあると思う。

委員） 弁護士の中には社会福祉士の資格を取得される人もいる。常習をする人達の中に、認知症や知的障害の方が多いうことをやっとな社会が認知し始めているのではないだろうか。また、刑務所等を出た後の生活をどう支えるのかも、重要な課題ではないだろうか。

3. ボランティアの受け入れについて

前回の運営推進会議において、ボランティアについての話がなかった。そのため今回は管理者の小川が資料を作成し、説明を行う。最初に小川が自分のボランティアの体験（15年ほど前の特別養護老人ホーム勤務時）についての説明を次のとおりに述べた。

① ボランティアの方の目的意識の確認

ボランティアの方に洗濯物を畳む、お年寄りの話し相手等をお願いしていたが、ある時ボランティアの方の声『毎日、洗濯物を畳むために来ているわけではい』が聞こえた。ボランティアの方達の目的意識を施設側がくみ取ることができず、結果的に継続されずに終了してしまった。当時施設におけるボランティア活動が始まったばかりで、施設側も対応に困惑していたのかもしれないと思われる。

② ボランティア側と施設側との考えの違い

ピアノを弾ける人が来て、音楽療法的なものを実施していた。何度か実施されていたが、（実施することによる、利用者の変化を記録に残していなかったこともあって）有償活動への切り替えを本人より施設側に打診があった際に、施設側がそこまでのものを求めていなかったこともあり、今後のボランティアを断るということがあった。

③ ボランティア活動への理解・協力体制作り

小川と大学の学生とで、普段施設で行えないこと（利用者を海に連れて行き、素足になってもらい、海に足を入れてもらう等）を試行錯誤して行っていた。しかし、他の職員からの協力や理解を得られず、学生も参加意義に疑問を持ち継続をすることができなかった。

その他にも職員からの意見をまとめたものや入居者と直接関わる活動や間接的な活動についての案について説明を行う（入浴後の話し相手や草刈、草花の栽培の補助等の活動について）。

今すぐに答えが出るものではないと思う。当ホームでは、今このように考えているということを知ってほしいと思い、資料を作成して話をさせてもらった。

委員） ボランティアでは、同じ人が継続して来てくれると思われると負担。施設に来て、何か手伝えることがあればやらせてもらうという感じのほうが、次の活動に繋がるかもしれない。

委員） お花等は、一度やるとどうなっているのかが気になってしまい、何度も来るなど大変かもしれない。

委員) 小関納屋婦人会でも、色々なボランティアをしているので、何かあれば教えてほしい。

委員) このように皆で話していると、様々な案が出てきて良いと思う。短期目票を立てて、アプローチできることを試していく必要があると思う。

委員) 具体的なものとしては、ボランティアの方が、病院のリハビリテーション科の医師から、リハビリテーションの方法を教えてもらう。それをボランティア先の施設で、入居者に教えるというのも良いと思う。目標がないと利用者も活動が継続できない。やりがいや達成感を目に見えるようにすることも大切だと思う(片足で少しの時間でも立てるようになった。握力が少しついた等)。最初の入り口部分でプロに関わってもらえば、後はボランティアの人達と職員とで行えるものもあるのではないかと思う。

以上

最後に次回の運営推進会議の開催日を平成29年5月29日の13時30分から予定していることを伝え、会議を終了する。

本件のお問合せ先

グループホーム ゆうなぎ九十九里

管理者兼ホーム長 小川 功一

電話 0475-70-7333